

事務連絡
平成31年4月26日

各都道府県専修学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

外国人留学生数及び留学生の就職率等の公表について

平成30年12月25日に外国人材受入れ・共生に関する関係閣僚会議で了承されました「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、大学等（専修学校を含む）における留学生への就職支援を促すため、政府として幅広い対策を講ずることとされています。

これを踏まえて、別添（「外国人留学生数及び留学生の就職率等の公表について（依頼）」（平成31年4月12日付け文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知））のとおり、文部科学省より大学等に対して、留学生数及び留学生の就職率等の公表について依頼をしたところです。

専修学校においても日本での就職を希望する留学生への就職支援等の取組を一層推進していくため、留学生数、留学生の就職率その他留学生の就職に係る情報の公表及び掲載が期待される所であり、当該通知の配慮事項を参考に各専修学校において取組が促進されるよう、ご配慮ください。

また、この件につきまして、各都道府県及び都道府県教育委員会専修学校主管課におかれては所管又は所轄の専修学校に対して、専修学校を置く国立大学法人におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知いただくようお願いします。

また、就職率の公表の際は、以下の通知もご参照ください。

※文部科学省における大学等卒業者の「就職率」の取扱いについて（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1343017.htm

【本件問合せ先】

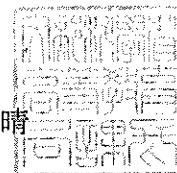
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
電話03-5253-4111（代表）（内線2939）

3 1 高学留第 5 号
平成 3 1 年 4 月 1 2 日

各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長

文部科学省高等教育局学生・留学生課長

塩 崎 正 晴



(印影印刷)

外国人留学生数及び留学生の就職率等の公表について（依頼）

日頃から、国内企業等への就職を希望する留学生に対する就職支援等に向けて御尽力たまわり、御礼申し上げます。

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で了承されました「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、大学等における留学生への就職支援を促すため、政府として幅広い対策を講ずることとされています。

各大学等におかれましては、留学生への就職支援等の取組を一層推進していただくとともに、日本での就職を希望する留学生に資するよう、留学生数、留学生の就職率その他留学生の就職に係る情報について、下記に配慮いただき公表を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 公表に当たっては、日本への留学希望者の参考となるよう以下について配慮いただきますようお願いいたします。
 - (1) 公表するデータは、独立行政法人日本学生支援機構が実施している「外国人留学生進路状況調査」に記入した数値等と整合させてください。
 - (2) 就職率の掲載にあたっては、卒業者（修了者）数、就職希望者数、就職者数、就職希望者数に対する就職率等を掲載願います。
 - (3) 各大学等のホームページにおいて、教育情報の公表のページや留学生支援関連のページ等、アクセスしやすいページに掲載願います。
 - (4) 留学生の就職率等以外にも、各大学等における留学生の就職の事例や、就職支援に係る取組（留学生に対する日本での就職に関する在学の早い段階からの説明、留学生を主対象とした就職ガイダンス、留学生に配慮した合同企業説明会等）の情報についても掲載することが望まれます。
2. 独立行政法人日本学生支援機構が運営するホームページにおいて、今後、外国人留学生の受入れに係る各教育機関の情報検索システムを構築する予定であり、本通知により公表を依頼する情報を公表する場としても積極的に活用願います。

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局学生・留学生課
留学生交流室留学交流支援係
電話：03-5253-4111（内線3028）

(参考)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日）

関係部分抜粋

II 施策

2 生活者としての外国人に対する支援

(5) 留学生の就職等の支援

【現状認識・課題】

留学生は、我が国の教育機関における教育を通じて高度な専門性や日本語能力を身に付けるのみならず、その留学期間中、日本人学生や地域住民と様々な形で交流することを通じて我が国を深く理解してくれる貴重な人材である。こうした留学生が、就職できず失意の下に帰国するというようなことはできる限り避けるべきであるところ、既に平成28年6月の「日本再興戦略」において留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すこととされたが、実際の就職率は36%にとどまっており、抜本的な対策が必要な状況にある。

このため、留学生の就職を容易にするための在留資格の見直しを行うとともに、各大学における留学生の取扱い、各企業における就職活動の在り方やその後の育成を含めて、幅広い対策を講ずることが必要である。

また、今後、介護分野の留学生や介護分野で働く外国人が増加することが見込まれることから、それらの外国人に対してより適切な支援を図る必要がある。

【具体的施策】

(略)

- 各大学院、大学、専修学校等に対し、進路相談等の外国人留学生への就職支援を促すため、各学校に対して、留学生数及び留学生の就職率を開示・公表するよう要請するとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。

〔文部科学省〕《施策番号72》

(略)